

議員紹介

①所属会派 ②連絡先 ③電話番号
(議席番号順)



1 新良守克
①創政会
②入間川1497-44
③2956-4587



2 須藤 梓
①無所属
②本人の都合で掲載できません
③080-6772-9677



3 高橋ブラクソク美子
①無所属
②本人の都合で掲載できません
③2952-4699



4 西塚和音
①ソウゾウ
②南入曾674-4 201
③090-1986-4106



5 金子広和
①ソウゾウ
②中央1-20-21
③2931-8555



6 矢馳 一郎
①ソウゾウ
②中央3-6 C202
③2959-2773



7 土方隆司
①新政みらい
②堀兼2369-3 27-5
③2958-7572



8 内藤光雄
①新政みらい
②柏原3605-111
③2952-7865



9 三浦和也
①かがやき
②南入曾1061-33 101
③080-4324-1192



10 綿貫伸子
①公明党
②入間川11-14-29
③2952-7606



11 加賀谷 勉
①公明党
②狭山台2-20-17
③2959-6726



12 笹本英輔
①創政会
②柏原3618-15 130-9
③2952-1977



13 太田博希
①創政会
②鷺ノ木24-16
③2952-9512



14 望月高志
①日本共産党
②狭山3-8
③2936-8557



15 大沢えみ子
①日本共産党
②狭山台1-16-24
③2956-6283



16 猪股嘉直
①日本共産党
②笹井1757-2
③2953-5907



17 中村正義
①かがやき
②北入曾1351
③2957-5909



18 大島政教
①無所属
②狭山台1-18-3
③2958-7299



19 齋藤 誠
①公明党
②水野218-62
③2958-9501



20 町田昌弘
①創政会
②南入曾967
③2959-3640



21 田村秀二
①創政会
②青柳746
③2954-7895



22 磯野和夫
①公明党
②柏原3484-114 105-8
③2955-5801

た、定員増加で待機児童対策にも寄与する。

◆新たに特定地域型保育事業者になったところは。
A 家庭保育室を委託していた3カ所、無認可保育室2カ所の、計5カ所が移行している。

◆市税条例等の一部を改正する条例

地方税法改正に伴う改正で、マイナンバー関連の文言が盛り込まれたもの

《賛成多数(18名)で原案可決》

Q 番号法に関してセキュリティの問題、情報漏えい防止の対策は。

A 行政間の情報のやりとりでは、直接マイナンバーを利用せずにアクセス制限したうえで暗号化した符号で行う。また、マイナンバーを含む自分の個人情報がいっつかれたかを確認することができるとの仕組みなど、さまざまな方法でセキュリティ対策を講じていく。



狭山台図書館

◆図書館設置条例の一部を改正する条例

狭山台図書館の管理を指定管理事業者に

《賛成多数(15名)で原案可決》

Q 導入理由とメリットは。

A 魅力のある図書館として、多くの市民が利用できるよう、民間のノウハウを生かしてサービスの充実を図るもの。新たな視点を加え、これまで以上に図書館サービスの向上が図れる。

Q 図書館と地域スポーツ施設に、一括して指定管理者制度の導入を図ることのメリットは。

A 図書館と体育施設の機能を相互に連携させ、一体的な事業の実施で、サービスの向上が期待できる。反対討論

かがやき 三浦 和也

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

サービス運営などの基準の改正に対応

《賛成総員で原案可決》

Q 改正の主な内容や変更点は。

A 複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護へと名称を変更したこと。介護保険サービス以外のサービスを提供する場合は市長への届け出が必要となったこと。小規模多機能型居宅介護の登録定員が25人から29人に増えたこと。グループホームのユニット数が2から3へ増えたこと。そして介護予防日常生活支援総合事業の開始を29年4月1日としたことである。



◆27年度狭山市介護保険特別会計補正予算(第1号)

在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業の3つの包括的支援事業予算を増額したもの

《賛成総員で原案可決》

Q 包括支援事業の事業内容は。

A 在宅医療・介護連携推進事業は、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、「(仮称)在宅医療介護連携支援センター」を開設したり、介護の関係者で構成する協議の場を設置して地域の課題抽出と解決策などを検討したりするもの。生活支援体制整備事業は、市内の圏域5カ所に各1名の生活支援コーディネーターを配置し、サービスの創出、担い手の養成、関係者間の情報共有などを行うもの。認知症施策推進事業は、認知症地域支援推進員を設置して支援体制を強化するもの。

— その他の議案 —

《いずれも原案可決》

◆制定 基本構想の議決に関する条例 ◆一部改正 事務手数料条例、学校給食センター設置及び管理条例、介護保険条例、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、地域密着型サービス運営委員会条例(第2号・第3号)

用語解説
・小規模多機能型居宅介護＝日常生活をお世話する「通い」のサービスのほか、状態や希望に応じ、随時「訪問」や「ショートステイ」のサービスを組み合わせ提供するもの。
・ユニット＝共同生活する住居の単位。